

全国の協働情報File. 2

(一部情報のみの紹介)

- 1 我孫子市(千葉) 「市民活動サポート委員会」「市の事業における市民との連携」
- 2 松戸市(千葉) 「協働のまちづくり条例」
「中間支援組織」C o C o T (NPO 法人コミュニティ・コーディネーターズ・タンク)
- 3 札幌市北区(北海道) 「まちづくり活動人材発掘」
- 4 宇都宮市(栃木) 「市民まちづくり研究所」
- 5 丹波市(兵庫) 「大学との連携協力に関する協定」
- 6 大崎市(宮城) 「まちづくりワークショップ」
- 7 常陸太田市(茨城) 「市民との協働によるまちづくり」
- 8 広島市 「協働モデル事業」
- 9 福井県 「ワークショップ(安心・安全なまちづくり)」

我孫子市市民活動サポート委員会

活動拠点

あびこ市民活動ステーション

(けやきプラザ10F)

市民活動サポート委員会

電話7185-6300
市職員のデスクと共有。消耗品や備品が置いてある。

我孫子市社会福祉協議会

電話7185-5233
ボランティア市民活動コーディネーターが常駐。主に福祉活動を中心とした相談支援やサポート委員会の研修交流部会活動を行う。

あびこ子どもネットワーク

子どもや保護者などへの情報提供(情報誌の発行など)を行う団体。
[市の委託事業]

事務スペースの使用許可団体

我孫子市が管理・運営 市民活動のための公共施設

社会貢献活動をしている団体や個人、
これから社会貢献活動を始めたい
団体や個人のための施設

印刷機・会議スペース・メールボックス・ロッカー・パソコン・掲示等

スタッフ(臨時職員)が1名常駐

我孫子市市民活動サポート委員会

目的

サポート委員会は、あびこ市民活動ステーションを拠点に、市民公益活動・市民事業に関する情報の収集及び提供、交流及び研修、相談等を行い、市民公益活動・市民事業を支援することを目的とする。

三者共同運営

責任、権限を三者が平等に分担し、資金、労力を三者が能力に応じて負担する。

我孫子市
社会福祉協議会

我孫子市

市民組織
(あびこ市民活動ネットワーク)

《運営会議》最高意思決定機関

(役員)

- 会長：1名《あびこ市民活動ネットワーク》
- 副会長：2名《市社協・市》
- 監事：3名《あびこ市民活動ネットワーク 市社協・市》

(構成)

部会長 3名 我孫子市 3名
我孫子市社会福祉協議会 3名
あびこ市民活動ネットワーク 3名 合計12名

《部会連絡会議》

会長・3部会の部会長・副部会長
合計13名

＜総務部会＞

- ① サポート委員会関連
- ② 部会間の連絡調整
- ③ 関係団体との連絡調整
- ④ 利用者のニーズ把握
- ⑤ 会計 他

＜情報部会＞

- ① 広報紙の編集・発行
- ② ホームページの管理・運営
- ③ 助成金情報の収集・提供 他

＜研修・交流部会＞

- ① 人材バンク
- ② 交流会
- ③ 講演・講座
- ④ 視察・研修
- ⑤ 市民活動の相談 他

公募部会員

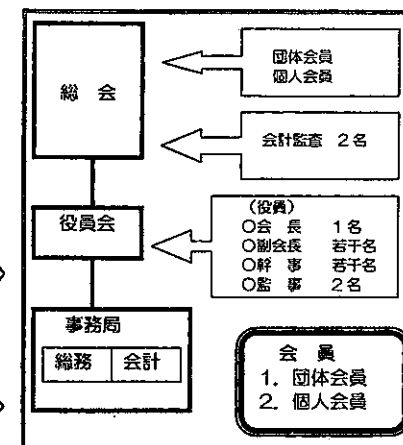
市社協 我孫子市 市民活動ネットワーク

組織関連図

平成18年11月作成

三者共同運営の一躍を担う市民組織
【利用者の組織】

あびこ市民活動ネットワーク



目的

市民活動ネットワークは、市民活動団体が相互に情報交換と交流などを行い、それぞれの市民活動や市民事業の充実発展を支援することを目的とする。

活動

1. 市民活動および市民事業への支援活動
2. サポート委員会への参画
3. その他会員が行う事業を支援する活動

※あびこ市民活動ネットワークは、様々な分野にわたる市民活動団体を主体に組織化されています。サポート委員会が行う活動(サービスの提供)について、利用者のニーズを組織的に反映させることや支援にも役割を担う方針です。

利用料 4,600円

I 団体と連携して行う市の事業

	事業名	担当課等	対象	対象団体名	開始時期	実施時期 (募集時期) (予定)	予算	予算額	事業目的・内容	市民・NPO等が関わる活動内容	関係機関
							科目	(千円)			
							団体・公募者に関する支出のみ				
1	職員研修	総務課	団体	NPO2団体	H13～	平成19年10月	報償費	20	新規採用2年目の職員を対象に、「協働のまちづくり」をテーマとした研修で、内容はNPO団体の活動について研修。	活動の事例発表。	
2	防災啓発事業	市民安全室	団体	我孫子災害救援ボランティアネット	H13～	H19.9.1他			市が主催する防災訓練や防災講習会等への参加協力運営補助などに協力を得て実施している。また、地域の自主防災組織が行う自主訓練への参画や防災組織設立時の助言など、活動の範囲が広がっている。災害時及び平常時におけるボランティア等の役割や連携について検討する。また市の登録防災ボランティア制度を充実し、人材育成に努める。	総合防災訓練、地域の防災訓練等への参加協力。地域や若年世代等への防災意識の啓発及び防災知識の普及を通じた人材の育成。災害時のボランティア協力。	
3	(仮称)布佐北区域近隣センター整備事業	市民活動支援課	団体	(仮称)布佐北区域近隣センター建設委員会	H17～		委託費	200	布佐北区域に建設する、近隣センターの設計・運営について検討を行う	近隣センターの設計、運営手法の検討	
4	(仮称)我孫子北区域近隣センター整備事業	市民活動支援課	団体	(仮称)我孫子北区域近隣センター建設委員会	H19～				我孫子北区域に建設する近隣センターの設計について検討を行う	近隣センターの基本設計・実施設計の検討	
5	ようこそ地域活動～50代60代のためのインターンシップ	市民活動支援課	団体	市内の団体	H17～				シニア世代が主に体験できる情報を団体に提供してもらい、情報誌を作成・体験調整を行う。	団体が情報提供し、体験者を受け入れ、地域活動を体験してもらう。	
6	小中学生のボランティア体験情報の提供	市民活動支援課	団体	市内の団体	H17～				小中高生がボランティア体験ができる情報を団体・市内施設に提供してもらい、市がまとめて小中学校・高校に配布する。	団体が小中高生を受け入れ、ボランティア活動を体験してもらう	社会福祉協議会
7	コミュニティビジネスフォーラム	市民活動支援課	団体	特定非営利活動法人ACOPA	H17～				市民にコミュニティビジネスの理解を深めてもらうため、講演会を開催する。	企画段階から主催者として関わり、PRから当日運営まで行う。	
8	市内事業者・コミュニティビジネス・NPO交流サロン	市民活動支援課	団体	特定非営利活動法人ACOPA	H17～				市内でコミュニティビジネスを立ち上げた方・立ち上げ準備をしている方と市内事業者を対象に、マッチングを目的として実施。	企画段階から主催者として関わり、PRから当日運営まで行う。	
9	心のボランティア事業	福祉総合相談室	団体	心のボランティア連絡会	H12～				精神保健福祉活動を推進するため、ボランティアと協働して啓発活動を行う。	精神保健福祉活動に関心のある市民が、心のボランティア連絡会を結成し、様々な活動を展開。	
10	原爆被爆平和祈念式典の開催と平和の記念碑の維持管理	生活支援課	団体	我孫子市原爆被爆者の会	H18～	通年	需用費	91	祈念式典事業を通じ、唯一の原爆被爆国として、その体験と記憶を風化させることなく後世に伝え、恒久平和への啓発を行なう。(8月に平和祈念式典開催等)	祈念式典の開催、平和の記念碑維持管理、啓発活動等の共同	
11	身体障害者デイスサービス	身障センター	団体	我孫子かけはしの会	H6～				平成6年度に実施した「ボランティア」養成講座の修了生が、我孫子かけはしの会を結成し、身体障害者福祉センターで実施する、訓練・行事の介助、障害者の自主活動の支援を行う	訓練・行事の介助、障害者の自主活動の支援(無報酬)	
12	身体障害者デイスサービス(パソコン講座)	身障センター	団体	パソコン楽しみ隊	H12～				身体障害者を対象としたパソコン講習会の指導・運営を行う	パソコン講習会の指導(無報酬)	
13	車椅子ダンスサークル支援	身障センター	団体	舞夢会	H15～				障害者があっても地域で楽しく豊に過ごすことができるよう、車イスダンスサークル活動を支援する	車椅子ダンスサークルのダンスパートナー及び指導	
14	陶芸サークル支援	身障センター	団体	我孫子陶友会	H12～				障害者をもっている方が公民館で障害のない人とともに陶芸作品を作ることにより、社会参加への力を向上させる	湖北地区公民館で陶芸作品つくるとともに、指導・助言をしてもらう	
15	手賀沼をいかした景観づくり	都市計画課	団体	景観形成市民会議	H13～				急速に開発が進む手賀沼ふれあいライン沿道とその北側のハケの道を中心とした区域の現状調査及び実施計画の策定を手賀沼景観形成重点地区市民会議が行い、「ハケ・ふれ21」提案書を策定した。その後、市は、手賀沼景観形成重点地区の考え方を条例に反映する中で特定地区を指定し、事業を進めている。市民会議は景観形成市民会議と改称し、斜面緑地の下草刈り等の維持・保全活動を行うとともに、市へ提言を行い、共に地区の良好な景観形成を推進する。	特定地区内の公園予定地(寿2丁目)2箇所の下草刈り等の維持・保全活動の実施 活動に裏付けられた市への提言	
16	布佐駅南側まちづくり	都市計画課	団体	布佐南まちづくり計画検討委員会	H15～				平成15年度から市民と協働で地区計画制度導入による市街化区域編入をめざし、まちづくりを進めていく。	住民・地権者から地区計画の案の提出が済み、本年度に解散予定。	
17	市民手づくり公園	公園緑地課	団体	各地域の団体	H10～	随時(毎年4月広報に掲載)	消耗品費 原材料費 備品購入費	2000 100 200	地域の身近にある街区公園を市民交流や市民活動の場として活用し、公園が地域にとって大切なものになるよう、市と地域の人たちの協働で公園づくりを進める。また、地域の人たちの創意工夫と自主活動により、地域ニーズにあった特色ある公園づくりを進める。市は道具の貸し出しや草花、材料の支給等の支援を行なっている。	市民の自主的な活動により、地域にある街区公園を魅力的なものとする。 例)手づくり花壇、ベンチ、テーブル、藤棚、木製遊具等の製作	
18	市道中央分離帯草刈り清掃	道路課	団体	つくし野中央自治会	H10～				つくし野国道6号線交差点グリーンベルトの植栽の維持管理を行う	団体が主体となり、植栽の植え替え、維持管理作業の実施	
19	湖北駅南口駅前広場花壇維持管理	道路課	団体	おやじ&おふくろの会					団体と地元中学生・PTAが一体となり、湖北駅南口駅前広場花壇の植栽(年2回)・維持・管理を行う	団体が主体となり、植栽の植え替え、維持管理作業の実施	

市の事業における市民との連携(共同事業も含む)

	事業名	担当課等	対象	対象団体名	開始時期	実施時期 (募集時期) (予定)	予算 科目	予算額 (千円)	事業目的・内容	市民・NPO等が関わる活動内容	関係機関
							団体・公募者に関する支出のみ				
20	布佐駅前広場花壇の維持管理	道路課	団体	布佐花の会					布佐駅前広場花壇の植栽・維持・管理を行う	団体が主体となり、植栽の植え替え、維持管理作業の実施	
21	我孫子駅前広場植栽維持管理	地域整備課	団体	花かご会	H14～	通年	原材料費 光熱水費	100 60	我孫子駅前広場内の植栽の補植を年2～3回行う	団体が主体となり、植栽の植え替え、維持管理作業の実施	
22	学校支援ボランティア	教委・指導課	団体	パソコン楽しみ隊、シニアライフネット・個人ボランティア	H11～		報償費 消耗品	282 930	各学校が自校の実態に応じ、ボランティアを依頼し、コンピュータおよび英会話支援は1回につき千円の報償を、他のボランティアに対しては記念品として1回千円の図書券を最大3千円まで支給する。 コンピュータ指導、生活科、総合学習の時間	コンピューター、英会話、生活科、総合学習の時間等において、指導・助言・講師を努める	
23	音楽クリニック	教委・文化課	団体	我孫子管楽研究会	H12～		負担金	700	主に、市内小中学生を対象として、楽器の技術指導を行う	会場及び講師の調整他	
24	鳥の博物館運営	教委・鳥の博物館	団体	鳥の博物館友の会	H12～				我孫子市鳥の博物館が主催する企画展、自然観察会・定例探鳥会・野外調査・鳥博セミナー・各種教室を市民と共に実施する	企画展、自然観察会、定例探鳥会、野外調査、鳥博セミナー等の準備作業及び講師として、また補助等として	

Ⅱ 市と団体が実行委員会等を立ち上げて行う共同事業

	事業名	担当課等	対象	対象団体名	開始時期	実施時期 (募集時期) (予定)	予算科目	予算額 (千円)	事業目的・内容	市民・NPO等が関わる活動内容	関係機関
							団体・公募者に関する支出のみ				
1	ジャパンバードフェスティバル	企画調整担当	団体	ジャパンバードフェスティバル実行委員会(20団体で組織)	H13～		負担金	3,000	目的:鳥に関するイベントを通して環境を考える 内容:研究発表、バードカービング・美術展、映像、音楽、プレイベントほか 時期:11月10日、11日	趣旨に賛同した全国の20団体と実行委員会を組織し、全体の運営と各イベントの実施	
2	国際交流まつり	企画調整担当	団体	我孫子市国際交流協会					市と団体が実行委員会を開催し、在住外国人と市民の交流を深めるためのイベント。日本の伝統芸の紹介、交流パーティーなどを開催する。	まつり全体の企画から運営まで全てを行う。	
3	平和事業	企画調整担当	団体	(仮称)我孫子市平和事業推進市民委員会			報償費	112	市民のアイデアや意見をいただきながら事業を実施し、市民とともに平和の大切さを考える。	・市が行う平和事業の企画と運営。 ・市の平和事業を継続的に推進するための条例(案)の策定。	
4	市民活動フェアinあびこ2008	市民活動支援課 公民館 社会福祉協議会	団体	市民活動フェアinあびこ2008実行委員会	H14～		負担金	200	市民活動団体が一堂に会し、発表の場と相互の連携・交流の場、啓発のための展示や企画等を行う	市民・市民活動団体・市・教育委員会・社会福祉協議会が実行委員会を組織し、企画・準備・運営全てを実施する	
5	シニア世代歓迎の集い	市民活動支援課	団体	シニア世代歓迎の集い実行委員会	H17～	平成19年7月1日	報償費	100	これから地域に帰ってくるシニア世代の方々を歓迎し、参加者と市民活動団体やボランティア、生涯学習団体の方々とが交流するイベント。年1回開催。	市民活動団体・生涯学習の推進組織(あびこ楽校協議会)・商工会・シルバー人材センター・社会福祉協議会などが実行委員会を立ち上げ、企画・準備・運営を行う。	
6	我孫子市産業まつり	商工観光課	団体	産業まつり実行委員会			負担金	1,900	市内の産業活性化のため、年1回産業祭りを開催する	様々な団体と実行委員会を組織し、企画から実施まで	
7	「あびこ型」地産地消推進	農政課	団体	あびこ型「地産地消」推進協議会	H16～		負担金	3,720	・「あびこエコ農産物」認証、育成活動 ・「あびこエコ農産物」の販路拡大活動 ・援農ボランティア活動 ・エコ農産物生産農家の支援活動 ・学校給食等へのエコ農産物の供給活動 ・農家と消費者・市民との交流活動 ・農業・市民団体等との協働・連帯活動 ・あびこ型「地産地消」推進の広報・PR活動	農家、消費者、市民、市、東葛ふたば農協と相互に連携・協働し、安全・安心・新鮮農産物の地産地消事業を行っていく。	
8	手賀沼流域フォーラム	手賀沼課	団体	手賀沼流域フォーラム実行委員会	H9～				手賀沼浄化を目的に、市民参加によるイベントを開催(主な内容は基調講演、小・中学校の環境学習の事例発表、市民団体のポスター発表など)。毎年1回開催。 ※19年度については、見直し検討中のため、名称・組織・開催時期ともに変更になる場合があり	実行委員会を立ち上げ、企画と準備、当日のイベント実施を行う。 実行委員会は、柏市、我孫子市、(財)山階鳥類研究所、美しい手賀沼を愛する市民の連合会、手賀沼水環境保全協議会で組織。 ※19年度については、見直し検討中のため、名称・組織・開催時期ともに変更になる場合があり	
9	Enjoy!手賀沼	手賀沼課	団体	Enjoy!手賀沼実行委員会	H13～ (開催はH8～)		負担金	100	手賀沼浄化を目的に、市民参加によるイベントを開催(主な内容は、市民団体のポスター発表、体験学習など)。毎年1回、5月に開催。	実行委員会を立ち上げ、企画と準備、当日のイベント実施を行う。 実行委員会は、我孫子市、(社)我孫子青年会議所、我孫子野鳥を守る会、あびこ子ども劇場、ふれあい手賀沼の会、青少年相談員連絡協議会、あびこガイドクラブ、あびこプレーパークの会などで組織。	
10	手賀沼ふれあい清掃	手賀沼課	団体	手賀沼ふれあい清掃実行委員会	H3～		消耗品	295	手賀沼浄化を目的に、市民参加による手賀沼沿岸(主に手賀沼遊歩道)の清掃を行う(毎年1回、12月の第1日曜日に開催)。 なお、市は啓発物資(参加記念品)を配布。	市民団体と市が実行委員会を立ち上げ、企画と準備、当日の清掃実施を行う。	
11	我孫子市谷津ミュージアムづくり推進事業	手賀沼課	団体	我孫子市岡発戸・都部谷津ミュージアムの会	H16～		負担金	400	・岡発戸・都部の谷津を活動の場として、自然の保全をはじめとする様々な事業を市と市民との協働事業として展開するための母体として会を設立。 ・会の性格は、市と市民との共同設置・共同運営による。	・市と市民により、会の運営や活動計画について検討し、会員をはじめ広く市民の参加を得て、様々な活動を展開する。	

市の事業における市民との連携（共同事業も含む）

	事業名	担当課等	対象	対象団体名	開始 時期	実施時期 (募集時期) (予定)	予算 科目	予算額 (千円)	事業目的・内容	市民・NPO等が関わる活動内容	関係機関
							団体・公募者に関 する支出のみ				
12	社会を明るくする運動	生活支援課	団体	社会を明るくする運動我孫子市実施委員会	H10～	7月	報償費 需用費	180	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築く	講演会開催、小中学校作文コンテスト	
13	あびこ福祉まつり	生活支援課	団体	福祉まつり実行委員会		毎年5月	負担金	100	目的:「みんなでつくる街、共に生きる街」をテーマとした各種イベントを実施し、様々な市民の出会い・学びあい・協力につなげていく 内容: イベント、体験コーナー、スタンプラリーほか 時期: 5月13日(日)	福祉関連団体(市民団体・法人・我孫子市)が集まり、実行委員会を組織し、全体の運営と各イベントを実施	
14	子どもの放課後を考える集い	保育課	団体	我孫子市学童保育連絡協議会			消耗品	50	学童保育を中心として、子どものより良い環境づくりを考えるイベントを開催する。	市と実行委員会を組織し、企画から実施まで関わる。	
15	手賀沼ふれあいウォーク	健康づくり支援課	団体	3あいサポート柏	H12～		負担金	160	歩くことから積極的な健康づくりを推進するため、手賀沼周囲を歩くウォークイベントを実施する。	実行委員会(我孫子市、柏市、市民団体)を組織し、企画から実施までを行う。	
16	あびこ子どもまつり	教委・社会教育課	団体	あびこ子どもまつり実行委員会	H7～		負担金	190	子どもたちが、大人のサポートにより、子どもまつりだけの「通貨」を手伝いなどによって得て、様々な催しに参加したりする。	実行委員会を立ち上げ、企画から実施まで行う。また子ども達もジュニアスタッフとして企画準備をする。	
17	げんきフェスタ	教委・社会教育課	団体	げんきフェスタ実行委員会	H8～		負担金 消耗品	160 40	芸術、体験、遊び、チャレンジなど、子どもたちが主役となり、地域の支援の下、楽しく一日を過ごす	実行委員会を立ち上げ、企画から実施まで行う。また子ども達もジュニアスタッフとして企画準備をする。	
18	あびこVideo Festa	教委・社会教育課	団体	あびこビデオ	H9～				市民が本市の文化・歴史や社会教育活動を制作ビデオを通して学び、本市への愛着や郷土意識の啓発が図られる。	・ビデオ制作の企画から撮影 ・ビデオ上映の企画から運営	
19	市民コンサート	教委・文化課	団体	市民コンサート実行委員会	H15～		負担金	450	近郊の音楽愛好家の交流を図ると同時に多くの市民に、芸術・文化を身近に触れ合ってもらう	実行委員会を立ち上げ、企画から運営まで	
20	アロハフェスタinアビコ'07	教委・文化課	団体	アロハフェスタinアビコ実行委員会	H19				我孫子市第三次総合計画「自然環境を文化に高めるまちへ」「お互いを思いやる心で元気なまちへ」「出会いと交流で活力を生むまちへ」を目標とし、将来都市像の「手賀沼のほとり 心輝くまち」をコンセプトに、我孫子市民等によるフラダンスチームと共に我孫子市の文化振興・観光資源の発展を目標とし開催する。	実行委員会を立ち上げ、企画から運営まで	

Ⅲ 市民(個人)と連携して行う市の事業

	事業名	担当課等	対象	対象団体名	開始 時期	実施時期 (募集時期) (予定)	予算 科目	予算額 (千円)	事業目的・内容	市民・NPO等が関わる活動内容	関係機関
							団体・公募者に関 する支出のみ				
1	環境美化推進員	クリーンセンター	公募		H.12～	随 時			清潔で快適な環境の確保並びに環境美化及び再資源の推進を図る。	ポイ棄て等の状況報告。回収・資源化。 ふん害防止の啓発活動。 飲料用自動販売機の回収容器設置の有無状況調査。 環境美化・再資源化の促進事業への協力。	
2	手賀沼ビオトープ手づくり ゾーン運営(体験水田)	手賀沼課	公募		H11～				千葉県で設置した手賀沼ビオトープの手づくりゾーンで、市民が水生植 物を利用して、水辺環境の改善と水質浄化を目指す。	・無農薬・無肥料による水田耕作。 ・管理、観察の記録を行う。	
3	手賀沼ビオトープ手づくり ゾーン運営	手賀沼課	公募		H11～				水質汚濁の著しい手賀沼の水を流したビオトープ内の手づくりゾーンで、 市民が土着性の高い水生植物を無肥料、無農薬で栽培し、その自然の 浄化力で水質改善と環境学習を行う。	・無農薬・無肥料による水生植物の栽培。 ・管理、観察の記録を行う。 ・市民グループは担当する区画を責任をもって管理する。	
4	健康づくりうんどう教室	健康づくり支援課	公募		H10～				健康づくりの推進・寝たきり・閉じこもり防止・生きがい対策 市内公園に設置されている「運動遊具」の利用普及のため、使用説明や 指導を行う	ヘルスボランティアによるうんどう教室参加者に指導・普及活動	
5	みどりのボランティア事業	公園緑地課	公募	あびこみどりのボランティア	H11～	随時(毎年2 月広報に掲載)	消耗品費 医薬材料費 施設使用料	60 5 5	古利根公園自然観察の森や中里市民の森の生態系を豊かにするため、 下草刈りなどの維持管理作業を通じて、緑などの自然に対する理解と愛 着を深める。市はノコギリ等道具の貸し出し、会議室の確保等の支援を 行なっている。	下草刈り、枝おろし及び植樹等の管理作業、植生管理、自然教室の開 催、森の動植物の調査	
6	利根川河川清掃	治水課	公募		H17～		保険料 食料費	3 42	河川愛護の一環として利根川河川敷清掃を実施する。	市民の参加による河川美化運動。	
7	成人式	教委・社会教育課	公募		H11～		報償費	60	成人者と成人式企画運営会議を設置し、成人式の企画・実施を行う	成人式企画運営会議を組織し、成人式の企画・進行・運営全てを行う	
8	あびこ楽校協議会	生涯学習担当	公募 等		H15～		報償費	540	あびこ楽校を推進し、主要施策における生涯学習関連事業の総合調整 や評価をする。また、生涯学習の振興を目的としたシンボルの・先導的 事業を行う。	・市の生涯学習関連事業の総合調整 ・生涯学習振興のシンボルの・先導的事業(生涯学習あびこ楽校フェス ティバル、生涯学習出前講座など)の推進等	
9	ABIKOチャレンジ・ウォーク	教委・社会教育課	公募 等		H17～		報償費 食糧費	558	子どもの自立性・自主性・協調性・忍耐力などをつちかうことを目的に4 泊5日の50キロ踏破実施する。	・ガーディアン ・実行委員 ・当日スタッフ(夜間見守りなど)	

Ⅳ 市と市民(個人)が実行委員会等を立ち上げて行う共同事業

	事業名	担当課等	対	対象団体名	開始	実施時期 (募集時期)	予算 科目	予算額 (千円)	事業目的・内容	市民・NPO等が関わる活動内容	関係機関
--	-----	------	---	-------	----	----------------	----------	-------------	---------	-----------------	------

市の事業における市民との連携(共同事業も含む)

	事業名	担当課等	対象	対象団体名	開始 時期	実施時期 (募集時期) (予定)	予算 科目	予算額 (千円)	事業目的・内容	市民・NPO等が関わる活動内容	関係機関
							団体・公募者に関する支出のみ				
	事業名	担当課等	対象	対象団体名	時期	実施時期 (募集時期) (予定)	団体・公募者に関する支出のみ		事業目的・内容	市民・NPO等が関わる活動内容	関係機関
1	市民活動サポート委員会共同運営	市民活動支援課	公募	市民活動サポート委員会	H18～	通年	負担金	825	運営母体として市民・市・社協の3者による「運営会議」を設置し、責任と権限を持たせた意思決定機関として位置づけ、運営を行う。(部会代表3名・市民3名・市3名・社協3名) 市民(公募・あびこ市民活動ネットワーク)・社会福祉協議会・市が3者で関わる、市内の市民活動を支援する3つの部会を設置し市民活動団体を支援する活動を行う(総務部会・情報部会・研修・交流部会)	運営会議:3部会代表3名、あびこ市民活動ネットワーク3名・社会福祉協議会3名・市3名 部会:公募・あびこ市民活動ネットワークの市民(無報酬)、社会福祉協議会職員、市職員	

V 市民スタッフ制度で行う市の事業

	事業名	担当課等	対象	対象団体名	開始 時期	実施時期 (募集時期) (予定)	予算 科目	予算額 (千円)	事業目的・内容	市民・NPO等が関わる活動内容	関係機関
							団体・公募者に 関する支出のみ				
1	子どもの居場所サポーター	保育課	公募		H.19.6 ～	H.19.6～	報償費	294	我孫子市市民スタッフ制度要綱対象事業 子どもの居場所の活動内容に応じて、サポーター（市民スタッフ）を配置し、子どもたちへの指導や行事の支援等を行う。	子どもの居場所の運営主体は、スタッフや行政職員等で構成する「運営会議」により事業計画等を決めて主体的に運営することになる。また、PTAや自治会等の地域参画による「運営協議会」を設置し、地域の意見を反映させ、地域に応じた運営を行う。	
2	文化事業市民スタッフ	教委・文化課	公募		H.14～		報償費	100	我孫子市市民スタッフ制度要綱対象事業。 市が行う文化事業に継続的にスタッフとして従事する。 委嘱を行い、一定額（報償費）を支給する。	市が実施する文化事業への、提案・協力・実施。	
3	保育スタッフ	教委・公民館	公募		H.15～		報償費	198	我孫子市市民スタッフ制度要綱対象事業。 生涯学習センターの利用者や公民館事業の参加者で、幼児同伴の方に対し、落ち着いたセンターを利用してもらったり、公民館事業に参加できるようにするため、保育スタッフを配置する。	一定の利用時間帯を設定し、託児室で保育を行う。	
4	図書館市民スタッフ(対面朗読)	教委・図書館	公募		H.15～		報償費	84	我孫子市市民スタッフ制度要綱対象事業。 障害者サービスの充実として、視覚障害者を対象とした対面朗読およびテープ目録の作成を行う。	対面朗読を行う。 朗読CD・カセットテープのカセットテープ目録(タイトル、資料番号の吹き込み)を作成をする。	
5	図書館市民スタッフ(読書普及)	教委・図書館	公募		H.15～		報償費	207	我孫子市市民スタッフ制度要綱対象事業。 学校図書室の整備を行う。 市内小中学校に出向き、生徒に読み聞かせ・本の紹介を行う。 高齢者集会施設、こども発達センター等に出向き、読み聞かせ等を行う。 保健センターの離乳食教室に出向き、絵本の読み聞かせ・図書館の案内	読書案内・図書館案内 乳幼児・児童・高齢者等への読み聞かせ・本の紹介	
6	福祉広報編集	福祉総合相談室	公募		H.16～		報償費	18	我孫子市市民スタッフ制度要綱対象事業。 市が発行する福祉広報の編集・校正にスタッフとして参加する。	福祉広報の編集発行	
7	鳥の博物館市民スタッフ	教委・鳥の博物館	公募		H.17～		報償費	240	我孫子市市民スタッフ制度要綱対象事業 博物館活動の支援を目的とする。 市民スタッフ独自の事業も展開する。	博物館が実施する探鳥会、自然観察会、鳥類生息調査、企画展など各種事業への協力。独自の事業の展開。	
8	男女共同参画情報紙編集 市民スタッフ	男女共同参画担当	公募		H.16～		報償費	30	我孫子市市民スタッフ制度要綱対象事業。 市が発行する男女共同参画情報紙の編集を市民(市民スタッフ)と行政職員で構成する編集委員会が企画・編集する。	情報紙の掲載記事の提案、協議、取材、執筆、校正	

VI NPOに委託して行う事業

	事業名	担当課等	対象	対象団体名	開始 時期	実施時期 (募集時期) (予定)	予算 科目	予算額 (千円)	事業目的・内容	市民・NPO等が関わる活動内容	関係機関
							団体・公募者に関 する支出のみ				
1	在住外国人支援業務	企画調整担当	団体	我孫子市国際交流協会	H18～		委託料	1,271	外国人のための日本語教室と外国語翻訳・通訳・相談業務。	国際交流協会ボランティア登録者による。	
2	近隣センター維持管理	市民活動支援課	団体	各地区まちづくり協議会(8 地区)	S62～		委託料	54,335	市内8箇所にある近隣センターの施設運営を委託する	近隣センターの管理・施設運営	
3	コミュニティビジネス起業講 座	市民活動支援課	公募		H14～		委託料	900	コミュニティビジネスで起業を行おうと考えている方を対象した起業講座 をNPOに委託する。	講座の企画運営。	
4	消費生活展	商工観光課	団体	我孫子市消費生活展実行委 員会	S51～		委託料	1,000	一般消費者に、消費生活に関する様々な情報を提供するとともに、身近 な問題を取り上げ、問題意識と権利意識を目覚めさせ、自主的に行動す るきっかけをつくる。	消費生活展の企画・実施	
5	ふれあい工房運営	クリーンセンター	団体	ふれあい工房運営協議会	H11～	通 年	委託料	4,217	家庭から排出される資源のリサイクル活動を通じ、高齢者の社会参加の 機会の拡大を図るとともに、市民もリサイクルを通して、地域活動に参画 するための拠点となる事業展開を図る。	ふれあい工房運営の全般	

市の事業における市民との連携（共同事業も含む）

	事業名	担当課等	対象	対象団体名	開始時期	実施時期 (募集時期) (予定)	予算	予算額	事業目的・内容	市民・NPO等が関わる活動内容	関係機関
							科目	(千円)			
							団体・公募者に 関する支出のみ				
6	高齢社会への対応を探る	介護支援課	団体	「高齢社会への対応を探る」会	H6～		委託料	442	高齢化社会を迎え、市民と行政が一体となり、行政だけでは対応できない高齢者対策を模索し、研究する	委託事業の実施	
7	ホームヘルプサービス	介護支援課	団体	NPO法人在宅福祉サービス まどか 他2団体	H12～		委託料	400	介護保険で「自立」と認定された方に対し、市独自のサービスとしてホームヘルパーの派遣を行う	委託事業の実施	
8	きらめきデイサービス	介護支援課	団体	ふれあいサロン8団体、他10団体	H12～		委託料	4,077	家に閉じこもりがちになる一人暮らしの高齢者や高齢者世帯を地域で支援する。 つどいの家3・ふれあいサロン8・ミニデイホーム2・その他5	つどいの家は賃貸借契約による住宅及び個人住宅。ふれあいサロン他は学校他公共施設、個人宅を利用し、地域のボランティアが支援	
9	軽度生活援助事業	介護支援課	団体	NPO法人デイヘルプ はるか共同作業所	H12～		委託料	155	居宅周りの手入れ、軽微な修繕などの日常生活の援助	委託事業の実施	
10	配食サービス	介護支援課	団体	社会福祉法人4団体	H6～		委託料	23,295	高齢者のみの世帯、介護者が仕事で12時間以上不在となる世帯で調理が困難な方に健康や栄養に気を配った夕食を自宅に届け、安否確認も行う。 1食(調理)310円で委託。自己負担400円	委託事業の実施 希望により調理の調節(減塩・刻み食等)を行う。	
11	市民カレッジ・文学歴史「我孫子を知るコース」	教委・公民館	公募	ふれあい塾あびこ	H19	H19	委託料	418	提案型公共サービス民営化制度による委託事業	公民館学級 市民カレッジ・文学歴史「我孫子を知るコース」実施運営	
12	青少年非行防止パトロール	教委・社会教育課	団体	我孫子市青少年相談員連絡協議会	H9～		委託料	407	地域社会において、非行の早期発見・早期保護を図るための①地域環境づくり②有害環境の浄化③交通・水難・その他不慮の事故防止④非行発生しやすい箇所の情報収集に努める。 各支部ごとにパトロール業務を行うとともに、繁華街やゲームセンター、公園等を夜に巡回している。	委託事業の実施	
13	子ども向け情報紙発行、ホームページの開設	教委・社会教育課	団体	あびこ子どもネットワーク	H16～		委託料	1,420	子どもたちや保護者に対して、諸活動やイベント等に参加する機会の提供を図るための情報提供を行う。	子ども向けの情報紙発行、ホームページの開設運営	
14	我孫子市民文化祭	教委・文化課	団体	我孫子市民文化祭実行委員会	H12～		委託料	3,300	市民の文化活動を支援するとともに、発表の機会を確保するため、我孫子市文化祭を実施する。 実行委員会には、我孫子市文化連盟加盟団体29、我孫子合唱連盟、北部地域文化祭実行委員会、我孫子美術家協会が参画。	各ジャンルごとに、企画・運営を行う	
15	森のコンサート	教委・文化課	団体	野外美術展実行委員会	H13～		委託料	400	野外美術展実行委員会が主催する「我孫子野外美術展」に併せ、森の中で素晴らしい音楽と触れ合い楽しんでもらうためコンサートを行う	音楽コンサートの企画・運営・実施	
16	子どものための舞台鑑賞	教委・文化課	団体	子どものための舞台鑑賞実行委員会	H12～		委託料	未定	子どもたちに良質の文化を近くで安価に、友達や家族と一緒に親しんでもらう 質の高い芸術を直接見聞きすることで鑑賞マナーを養う。	子どもたちを中心とした市民活動をしている団体を中心となって、企画実行する。	
17	体育大会	教委・体育課	団体	我孫子市体育協会	S43～	5月から1月	委託料	10,648	広く市民の間にスポーツを普及し、市民の健康増進と体力の向上を図り、市民生活を明るく豊かにすることを目的とし、実施する。	市民体育大会・体力づくり大会・我孫子市新春マラソン大会の企画・運営。県民体育大会選手派遣。	

【NPO支援施策】

	事業名	担当課等	対象	対象団体名	開始時期	実施時期 (募集時期) (予定)	予算	予算額	事業目的・内容	市民・NPO等が関わる活動内容	関係機関
							科目	(千円)			
							団体・公募者に 関する支出のみ				
1	公募補助金制度	企画調整室財政担当 市民活動支援課	団体		H12～		補助金	6,812	補助金を希望する市民活動団体に対し、補助金等検討委員会(市民5人)で審査を行い補助金を交付する。	公募補助金に応募	
2	共催に関する規程 後援に関する要綱	市民活動支援課 全庁	団体		H15～	通年			団体が行う事業に対する共催・後援の基準を明確にする。	後援については、申請に基づき、許可を得ることにより、一定の支援が得られる。 共催については、規程に従い、事前に担当課と調整の上、共催の範囲を決めることで、一定の支援が受けられる。	
3	NPO法人に対する法人市民税均等割の減免	課税課	団体	NPO法人	H13～	通年			その他事業を行っている行っていないに関わらず、NPO法人市民税均等割を減免(5万円)する。	減免申請を行い、減免対象となる。	

	事業名	担当課等	対象	対象団体名	開始時期	実施時期 (募集時期) (予定)	予算 科目	予算額 (千円)	事業目的・内容	市民・NPO等が関わる活動内容	関係機関
							団体・公募者に関する支出のみ				
4	市民活動団体レベルアップ講座	市民活動支援課	団体		H14～				市民活動支援課が主催し、団体の自立に向けたレベルアップ講座を開催する	講座への参加	
5	あびこ市民活動ステーション	市民活動支援課	団体 市民		H18～	通年	需用費 役務費 使用料等	8,565	市民活動を行う団体(個人)を支援するため、場の提供・情報の提供・機会の提供を行う けやきプラザ10階(約220㎡)	常時市臨時職員1名がスタッフとして受付等に従事	
6	市民公益活動保険制度	市民活動支援課 全庁	団体		S60～		保険料	3,172	市民5名以上で組織する市民活動団体の公益活動を補償するため、市が保険に加入し、公益活動中に発生した傷害・損害賠償に対応する。市民活動団体の事前登録無し。	事故等が起こった時、申請	
7	空き店舗情報ナビ	市民活動支援課	団体		H18～	通年			市民活動団体が事務所を構える際の支援として、市が宅地建物取引業協会と協定を結び、空き家・空き店舗情報を市HPに掲載する。一定の審査を経、希望団体が不動産事業者・所有者と協議する際、市も仲介役として調整に加わり、契約にむけた支援を行う	市HPの不動産情報を閲覧し、希望物件があった場合、市に調整依頼書を提出。	

みんなが共に考え、共に汗を流す

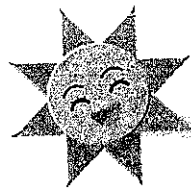
松戸市協働のまちづくり条例

平成19年7月1日施行

豊かで活力ある地域社会の実現、それは私たちの願いです。
そのために、まちのみんなが手を結び、協力して地域の課題の
解決に取り組む。そんなことを形にできる条例ができました。



松 戸 市



まちづくりのキーワードは「協働」



はじめに

21世紀に入り、少子高齢化の進展や環境問題、防災・防犯意識の高まりなど地域社会における課題は複雑かつ多様化してきております。これらの課題に対応し、みんなが暮らしやすいまちを形成するためには、公共サービスをこれまでのように行政が主体となって担うのではなく、まちを構成するみんなが協力、連携して担っていくことが必要になっています。

本市では、「市民と行政が共に考え、共に汗を流す」新しい時代のパートナーシップの構築を市政の基本方針に掲げておりますが、このパートナーシップの下に、お互いが協力して地域課題の解決に取り組む「協働」を推進するため、松戸市協働のまちづくり条例（平成19年松戸市条例第13号）を制定し、平成19年7月1日より施行しました。

【行政主導型】

公共サービスは行政が担うもの

まちづくりの
手法の転換

【協働型】

これからの公共サービスは、市民、町会、自治会、NPO、ボランティア、事業者、行政のみんなが担います

協働を推進する背景

□ 多様化する市民ニーズ、複雑化する地域課題への対応

市民の価値観が多様化する中、豊かさが実感できる暮らしやすい地域社会を形成するためには、地域課題の変化や市民ニーズの多様化に対応し、きめ細かな公共サービスが提供できる社会構造全体の変革が求められています。

□ 逼迫した行財政状況

厳しい行財政の現状からは、行政だけが公共サービスを担っていくことには限界があります。

□ まちづくりに関わる市民の力の向上

近年、市民活動は幅広い分野で展開されており、今後は団塊の世代の参加などによってさらに増えていくことが期待されています。この活力をまちづくりに生かす仕組みが求められます。

□ 分権型社会への対応（自助、共助、公助の「補完性の原理」）

地方分権推進法の成立以降、地方自治は変革を迫られています。補完性の原理とは、家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこでは不可能なことをより大きな単位が行うという考え方で、地方分権時代の地域社会のあり方を示すものです。

自助

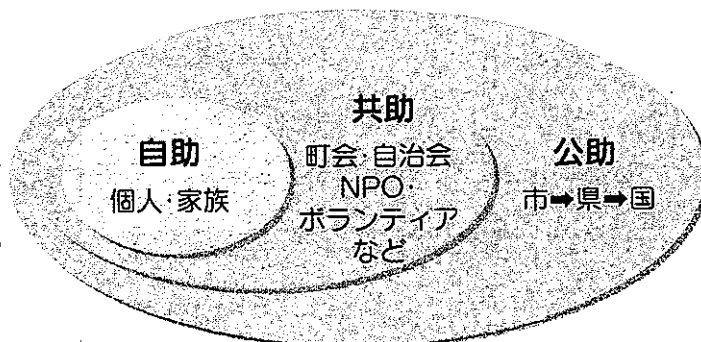
自分で行うことは自分で行う。

共助

みんなで行うことは助け合って解決する。

公助

それでもできないことは市→県→国が行う。





松戸市協働のまちづくり条例のポイント



趣旨及び目的(前文・第1条)

本市では、市民、町会・自治会、NPO、ボランティア等が、福祉、教育、環境、防犯などの様々な分野で活発な活動を行っている現状にありますが、今後、社会の変化に伴い、多様化していく地域の課題に適切に対処するためには、これらの活動を活性化し、協働によるまちづくりを推進することがますます重要となることに鑑み、この条例を制定しました。

この条例は、協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、協働の推進に必要な事項を定めることにより、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としました。

定義(第2条)

この条例において使用する用語の定義を明らかにしました。

協働

協働とは、市民、市民活動団体、事業者及び市が、相互の信頼関係の下に、協力して地域の課題の解決に取り組むことをいう。

市民活動

市民活動とは、自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいう。

- ア 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 ※特定の公職とは、国会議員並びに地方公共団体の長及び議員を指します。

基本理念(第3条)

市民、市民活動団体、事業者及び市が協働する際の基本的な考え方を定めました。

- (1) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、協働の目的を共有し、相互の役割を理解するとともに、その実現に必要な社会資源を分担すること。
- (2) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、対等な関係に基づき、相互の自主性及び自立性を尊重すること。
- (3) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に情報を提供し、協働に必要な情報を共有すること。





役割(第4～7条)

市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を定めました。

市民の役割(第4条)

- ・ 地域社会の課題に関心を持つこと。
- ・ 自分でできることを考え、実践すること。
- ・ 市民活動を理解し、実践するとともに協働の推進に努めること。



市民活動団体の役割(第5条)

- ・ 適正な団体運営を行い、自らの責任をもって市民活動を行うこと。
- ・ 人材、その他の社会資源を充実し、協働の推進に努めること。
- ・ 市民活動が地域に広く理解されるよう努めるとともに、他の団体と協力して市民活動の発展に努めること。



事業者の役割(第6条)

- ・ 地域の一員として、市民活動への理解及び協力並びに、協働の推進に努めること。



市の役割(第7条)

- ・ 市民活動を支援するとともに、協働事業を実施することにより、協働を推進すること。
- ・ 協働の推進に際し、市民、市民活動団体及び事業者から広く意見を聴き、その参加を募ること。
- ・ 協働の推進に必要な知識の普及及び意識の向上を図ること。



市の施策(第8～10条)

この条例に基づき、市は7つの施策（協働のまちづくり元気プロジェクト）を推進します。

(1) 推進計画の策定と進捗状況の公表（第8条第1号）

推進計画は、協働によるまちづくりの基本的考え方を明示するとともに、協働事業の推進及び市民活動の活性化のための施策について体系化します。この推進計画に基づき、施策を進行管理し、その進捗状況を公表します。

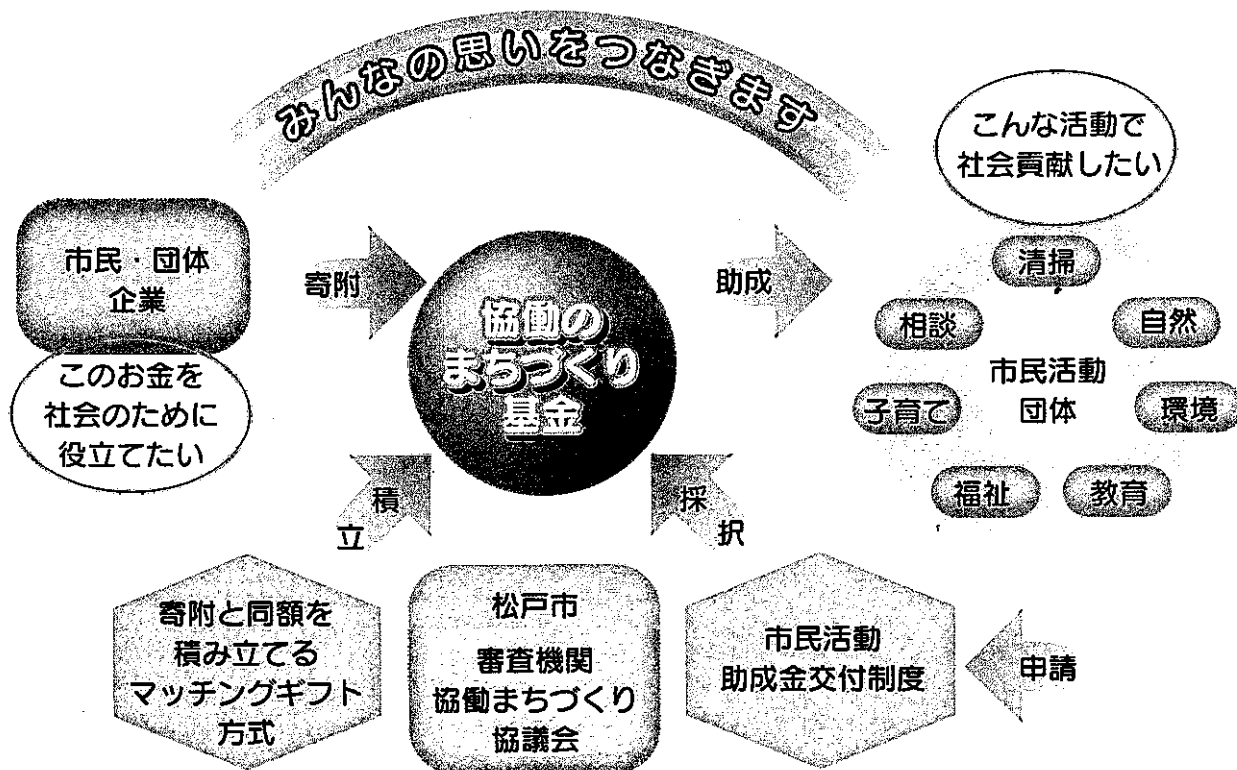
また、推進計画の策定に合わせて協働のルールを作成します。

(2) 市民活動助成金交付制度（第8条第2号）

市民活動団体の課題は、意欲やアイデアはあっても資金力が弱い点にあります。そのため、この制度は、基金を原資として、活動（事業）の立ち上げや拡充のための一時的な資金を提供することにより、新たな市民活動の育成を図るものです。市の助成金は、1事業10万円以内とします。

(3) 協働のまちづくり基金（第8条第2号）

市民、市民活動団体、事業者及び市が資金を提供して協働を推進するため、基金を創設します。基金の積立は、市民、市民活動団体及び事業者からの寄附金及びその同額を市が積み立てるマッチングギフト方式とし、これを原資に市民活動助成金を交付します。



(4) 市民活動の支援及び発展に必要な施設の充実（第8条第3号）

まつど市民活動サポートセンター機能の充実を図るため、管理を指定管理者（平成19年4月）に移行し、「サポート資源提供システム」の調査研究及び市民活動団体情報ライブラリーの整備を進めていきます。

(5) 施策を総合的に行うための推進体制の整備（第8条第4号）

庁内における協働のまちづくりに取り組む組織体制として、協働のまちづくり推進会議及び補助組織の設置、並びに協働推進課を設置します。

(6) 協働事業提案制度（第9条）及び負担金交付制度（第8条第2号）

市民活動団体又は事業者が提案し、市と協働して事業を企画、実施する協働事業提案制度を創設します。協働事業は、提案者と市が社会資源（人材、技術、労力、資金など）を持ち寄って実施するものとし、市では市民活動団体を対象に負担金の交付制度を設けます。

負担金の額は、提案者の自己資金に加え、提供される無償の労力を資金に換算して限度額を算出するマッチングファンド方式とし、先進的モデル事業にあっては、1事業50万円以内とします。

【協働事業の原則】

協働事業の意義は、お互いの特性を活かし合うことで相乗効果をあげながら、効果的、効率的に公共サービスを創出し、地域課題を解決することにあります。その実施に当たっては、次の3つの原則に則るものとします。

目的共有の原則

提案者と市は事業を行う目的、目標を共有し、協力して事業企画書を作成します

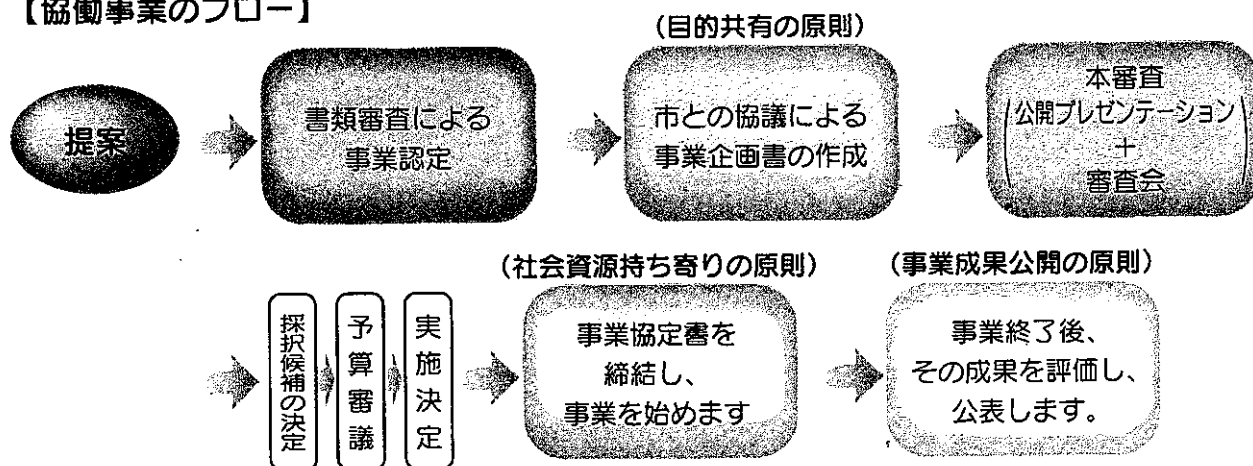
社会資源持ち寄りの原則

提案者と市は事業の実施に必要な資源をそれぞれ相応に分担します

事業成果公開の原則

事業終了後、その成果を評価し、公表します

【協働事業のフロー】



(7) 協働のまちづくり協議会の設置（第10条）

協議会は市民、関係団体、学識経験者、市等で構成し、協働事業提案制度及び市民活動助成金交付制度の審査・評価、推進計画及び協働のルールの策定などを審議します。

委任(第11条)及び附則

附則第2項では、この条例の施行後3年を目途として、この条例の運用状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとした。

協働のまちづくりの展開

市民と行政の協働によるまちづくりとは、5つの活動領域がより良く調和し、補完し合うことによって、豊かで活力ある地域社会の実現を図るものです

目的

豊かで活力ある地域社会の実現
地域課題の解決・多様な公共サービスの提供

行政

パートナーシップ
に基づく
協働の推進

市民

活動

行政活動

市民活動

市民と行政の協働

市民同士の協働

5つの活動領域

行政主体の領域

市民の関与

協働事業

行政の関与

市民主体の領域

施策の展開

特化・縮小

行政が直接行うべき事業なのか精査し、協働型の行政運営を取り入れることで、効率化を図る

推進・拡大

新たな協働事業の創出など多様化する地域課題の解決に取り組む協働をより良く推進する

支援・拡大

自分たちのまちは自分たちの手で作る市民活動を支援、促進し、活動の活性化を図る



まつど市民活動サポートセンター



松戸市上矢切299-1 総合福祉会館内 Tel365-5522 Fax365-5636
E-Mail ha_saposen@matsudo-sc.com URL http://www.matsudo-sc.com

開館時間 月～土曜日 9時～21時 日曜日 9時～17時
休館日 第1・3水曜日、12/29～1/3

まつど市民活動サポートセンターは、市民活動（市民が自主的に行う営利を目的としない社会貢献活動）を支援することを目的とした施設です。ぜひ、ご利用ください。

場の提供

有料で利用できる施設として、会議室、多目的ホール、作業室、調理室があります。また、無料で利用できる施設として、交流サロン、ミーティングコーナー、情報コーナー、ロッカーがあります。コピー機（1回コピー10円）、軽印刷機（1製版100円、用紙は持ち込み）があります。

市民活動情報の収集や提供

情報コーナーには、様々な市民活動団体のチラシ等を掲示しています。
サポートセンター独自のホームページやサポートセンターニュースを発行し情報提供しています。

市民活動の各種相談

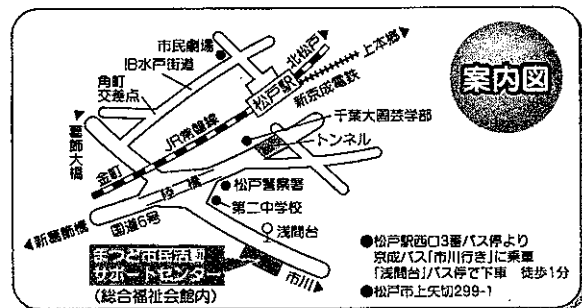
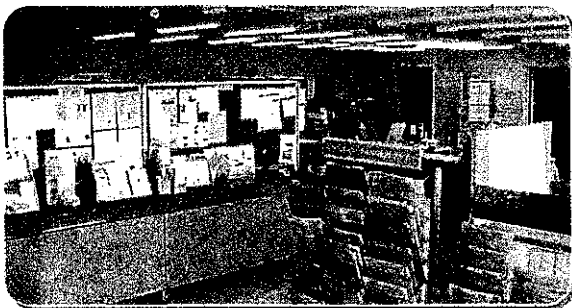
市民活動の各種相談は、随時お受けしています。
相談は、9時～17時にコーディネーターが対応します。（夜間は、要予約）
また、NPO立ち上げ相談を定期的に開催しています。

市民活動団体等の連携や交流

毎年、NPO・市民活動見本市や利用者懇談会などを開催しています。
NPO・市民活動見本市は、実行委員会を設置して、市民活動団体の方々と企画から運営までを一緒に行います。

市民活動の人材育成

地域デビュー講座「DeBanda! 出番だ!」や「車座DeBanda」、NPOマネジメント講座を開催しています。
また、夏には中学生以上を対象としたボランティア体験講座「Let's体験」を開催しています。



松戸市協働のまちづくり条例パンフレット

発行日：2007年（平成19年）9月
発行者：松戸市 市民環境本部 市民担当部

協働推進課

〒271-8588
松戸市根本387番地の5
電話（047）366-7062
mail : mckyoudou@city.matsudo.chiba.jp

Action Menu

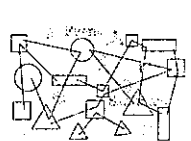
私たちのできること

CoCoTは、NPOと地域、行政、事業者をつなぎ、地域をエンパワーメントしていく活動とその活動を担う人材育成に取り組む中間支援組織です。交流（ネットワーキング）、実施支援（コーディネート）、提案（ソリューション）、育成（インキュベート）の4つの機能を発揮します。

人材交流事業

1 団体や同業種での人脈に偏りがちな交流を異業種、異分野に広げるNPO間交流事業を実施します。連携を通じて業務展開や企画実施の実現を図ります。

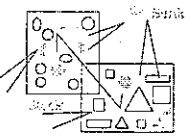
- ◇交流イベント
- ◇勉強会
- ◇講演／セミナー
- ◇展示イベント



情報／人材バンク

人材や団体の情報をストックすることによって必要な情報を迅速に入手する事ができます。業務の拡大や人事面でメリットも見込めます。

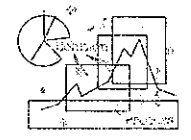
- ◇団体情報
- ◇人材情報
- ◇求人情報
- ◇外注業務情報



社会への提言／調査

市民の視点で課題を抽出し、社会化するには、専門的なプロセスと資料による対応が不可欠です。その分野に精通したスタッフが成果のあがる提案をいたします。

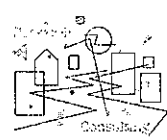
- ◇調査
- ◇政策立案
- ◇実施プログラム立案



地域コンサルティング

地域の課題を解決するには外部の人間の冷静な視点と立場が重要です。また専門的な調査が解決を促します。

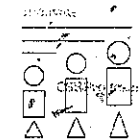
- ◇地域調査
- ◇提案
- ◇解決プログラム立案
- ◇人材情報提供



人材育成

新分野や中間領域では人材不足が起こりがちです。また業務の展開にも育成はかせませません。不足な人材を育成で補います。

- ◇ファシリテーター講座
- ◇コミュニティーワーカー養成講座
- ◇コーディネーター入門講座



交流プログラム支援

日常業務のほかに異分野や地域での交流など、補完的な事業を実施する事は負担が大きいものです。豊富な実績とノウハウで実施をサポートします。

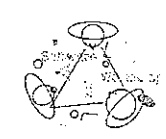
- ◇ワークショップの進行
- ◇会議のファシリテーター
- ◇地域のネットワーク作り
- ◇企業のCSRプログラム



企画実行支援

実行段階になって予期せぬ課題やそのソフトウェアに悩む事は少なくありません。豊富なプログラムとノウハウでサポートします。

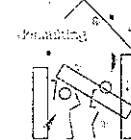
- ◇プログラム作成ワークショップ
- ◇地域発見ワークショップ
- ◇自分の生き方ワークショップ



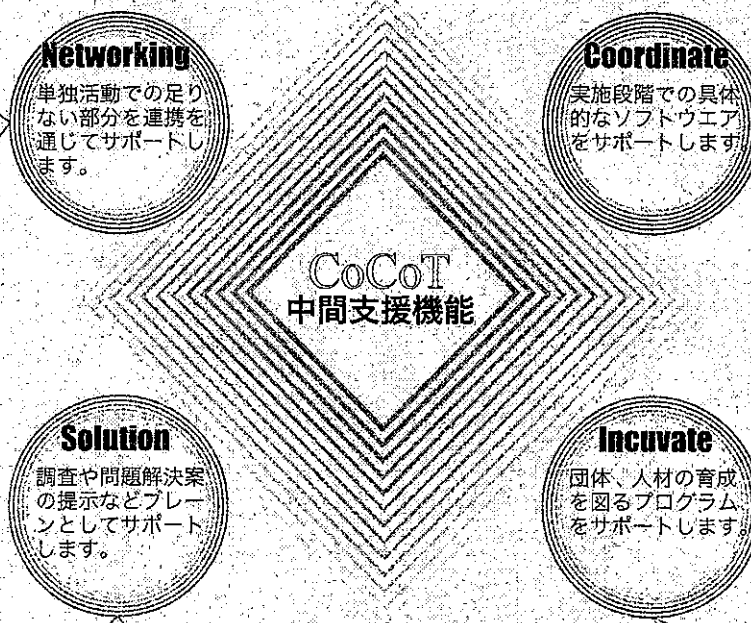
NPO支援

非営利分野での活動を軌道に乗せていくためにNPOとしての態勢作りが必要になります。必要案件、維持のノウハウなど特に情報面からサポートします。

- ◇NPO設立
- ◇NPO運営、維持のコンサルティング



目指す中間支援機能についての概念図



Mission

私たちがめざすもの

市民活動団体の支援

課題解決する人を応援

コーディネーションスキルの開発と啓発

NPO法人CoCoTは、「地域に住む人々が、自己決定力と課題解決能力を持つこと」を目標としています。そのためには「地域課題の解決のための市民参画の促進、NPO・市民活動団体の育成強化」が必要であると考え、NPOと地域、行政、事業者をつなぎ、地域をエンパワーメントしていく活動とその活動を担う人材育成に取り組む中間支援組織です。

- 地域のエンパワーメントに必要なコーディネーションスキルの開発・啓発をします
- コーディネーターの職能としての社会的地位の確立を目指します
- 地域課題を自ら解決することを積極的に取り組む住民の自発的活動を促進します
- 地域と分野を越えて人々の連携と協働をはかります

Structure

組織と沿革

CoCoTは、まつど市民活動サポートセンターの民営化に関わったメンバーが発足させました。2003年10月、公募市民による「松戸市パートナーシップ検討委員会」は、松戸市のパートナーシップの構築を目指し、市民活動の活性化を担う拠点として、まつど市民活動サポートセンターの民営化を提言しました。提言の中では、行政と市民、NPOと営利企業といった既存の枠を超えて、対等なパートナーシップ精神により参加と協働を実現する構想を打ち出しています。CoCoTは、元検討委員会のメンバーが代表・副代表を務め、この精神を受け継ぎ、事業展開することで構想を実践していくNPOです。

理事・監事

代表理事	川瀬 裕恩	松戸市パートナーシップ検討委員会メンバー 元SC運営委員会委員
副代表理事	小山 淳子	松戸市パートナーシップ検討委員会メンバー SCコーディネーター
理事	秋月 清子	総務管理士
連事	犬塚 裕雅	松戸市の内閣府モデル調査アドバイザー 協働のデザイン・コーディネーター
連事	内田奈芳美	松戸市パートナーシップ条例策定委員会ワーキングチームメンバー 義理築士
理事	山崎 恵	SCコーディネーター
監事	麻生 直人	麻生税務会計事務所代表 税理士

※(SC:まつど市民活動サポートセンター)

MemberShip

会員募集

CoCoTを応援して下さる個人、団体、企業を募集しています。
CoCoTの使命にご賛同くださる個人、あるいは団体が対象です。

正会員	入会費	¥20,000	年会費	¥12,000
準会員	入会費	¥2,000	年会費	¥6,000
賛助会員			年会費	¥10,000

次の口座にお振込み下さい

千葉銀行 松戸支店 普通口座 3861833
特定非営利活動法人 コミュニティ・コーディネーターズ・タンク

Data

名称	特定非営利活動法人コミュニティ・コーディネーターズ・タンク (通称: CoCoT)
住所	〒271-0064 千葉県松戸市上本郷 3783-5
TEL	047-366-8909
HP	http://npo-cocot.com/
E-mail	contact@npo-cocot.com

CoCoT

【北海道】 07. 8. 29 北海道新聞

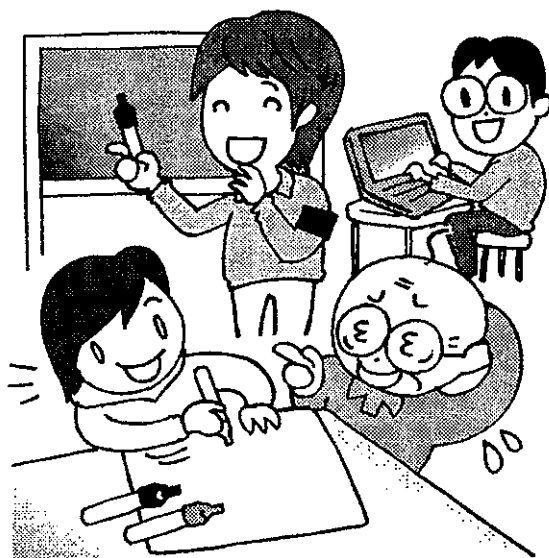
札幌市北区

札幌市北区の麻生地区で、ボランティアなどまちづくり活動に興味がある人たちに向けた「まちづくりインターンシップ」が十月から始まる。市麻生まちづくりセンターの主催。「関心はあるけれど、どんなことをしていいのかわからない」という市民の間から、人材を掘り起こして、育成するのが狙いだ。

同センターのある麻生総合センター（北区北三九五）は老人福祉センターと児童会館、地区会館も併設されている。開館二十周年の昨年度、四施設が協力して世代間交流や生涯学習を提供する「おとなとこども

まちづくり活動 市民から人材発掘

札幌市麻生センター



のASABU塾」を企画し、「脳の体操」など二十講座を開いた。講座は好評で、本年度も塾を継続している。

一方、まちづくりセンタ

ーは、各種講座の開催で、より多くの市民に運営面で支援してもらう必要性を感じ、今回のインターンシップを企画した。

インターンシップでは、

参加者を募集

学座の
習講座
企画や運
営

希望者に「ASABU塾」のスタッフとして参加してもらい、各講座の企画や運営に携わってもらう。同センターの森谷努所長は「実際に活動にかかわることのできるか考えてもらいたい」と話す。地元の麻生連合町内会の筒井肇会長も「地域の人の協力がより深まればうれしい」と期待をかける。

インターンシップ参加者の年齢、性別は不問だが、初級レベル以上のパソコン技能が必要。希望者は九月末までに同センター☎757・5810に申し込むこと。

（後藤敦）

日替わり営業法など紹介

宇都宮・とちぎ市民まちづくり研究所

「ソノヨコ」の活動を本に

【宇都宮】曜日によって店主が交代する宇都宮大の正門近くの店「ソノヨコ」を拠点に、学生や主婦のコミュニティ・ビジネスを支援する「とちぎ市民まちづくり研究所」(陣内雄次宇都宮大教授主宰)が二年半に及ぶ活動を「コミュニティ・カフェと市民育ち」(萌文社)と題する本にまとめた。飲食店を曜日替わりで営業することや市民が支え合う仕組みづくりを、まちづくりの視点から紹介している。二十九日に同所で出版記念パーティーを開く。

(石川文子)



陣内教授(左端)が店主を務めるカフェで、交流を深めた小山、矢板市のまちづくり関係者

29日に出版パーティー

ソノヨコは二〇〇五年一月にオープン。まちづくりの実践プロジェクトに挑戦するため、同研究所が国道一三三号に面した倉庫を無償で借り受け、対面カウンター六席と流し台を備えた店舗に改装した。環境に配慮したライフスタイルや食生活の発信・実践などを基本理念に、起業したい人には光熱水費込みで一日千五百円で貸し出す。

これまでにインドの女性を支援する同大国際学部(石川文子)の学生NGOや市内の主婦などが借り受け、学生NGOは本場のインドカレーなどを、主婦は玄米や地元産の野菜中心の食事を提供。

月に一回、金曜日の夜は陣内教授もカウンターに立ち、各地から訪れるまちづくり関係者の「よろず相談」に応じる。七月には矢板、小山市のまちづくり関係者が交流を深めた。

同書にはコミュニティ・ビジネスの個々の例や店舗整備の手法、現場運営のノウハウ、プロのシエフによるレシピなどを幅広く紹介している。

陣内教授は「ここに来れば自然にネットワークがつくれるので、気軽に交流できる」と、ソノヨコがコミュニティの再生にも一役買っていることを強調している。同書は定価二千円(税込み)。問い合わせは萌文社03・32221・9008へ。

【兵庫県】 07.9.19 神戸新聞

丹波市

大学による文化財調査を、地域活性化に生かそうとする新しい試みが丹波市で始まった。同市と神戸大学大学院人文科学研究科が協定を締結。地域の歴史研究や文化財保護を進めると同時に、地元には「難しい」「関

文化財調査で行政と大学連携

「関係ない」と受け取られがちな学術調査に住民も参加してもらおう。地域への愛着をはぐくむことを通じて、ひいては地域づくりにつなげるのが狙いだ。

(丹波総局・仲井雅史)

丹波市と神戸大学大学院人文科学研究科が八月に調印したのは「連携協力に関する協定書」。当面は、地域に残された古文書などの調査に神戸大が協力することをうたうが、期待されているのは長期的な視野に立った位置づけだ。

歴史研究から

丹波市でスタート

地域づくりへ

「天神さんの釣り鐘の記録があるぞ」「江戸時代に造ったんや」「この鐘、戦争中に供出されてるなあ」。

同市春日町棚原。住民有志でつくる「パワーアップ事業推進委員会」のメンバーが、地域史をテーマに九月三十日に開く「親子教室」の教材作り

に取り組む。同会は二〇〇四年から県の助成を受け、地区文化財の調査や保全に取り

研究者と住民による古文書調査。両者にとって発見の連続だ
丹波市春日町棚原



組んできた。文化財紹介の冊子を作成したり、地区内に残る古文書をテーマにたどった物語を初め

「先祖が残した歴史遺産をひも解くことで、地区がたどった物語を初め

住民も参加、郷土愛育成

「住民主体の地域づくりを進める上で、地域独自の文化や伝統、歴史を学ぶことは大きな力になる」と市教委文化創造課は強調する。「地域が元気になるには、地域への愛着をはぐくむことが必要。また、先人の知恵の蓄積に、未来を考える上でのヒントがある」と協定の意義を話す。

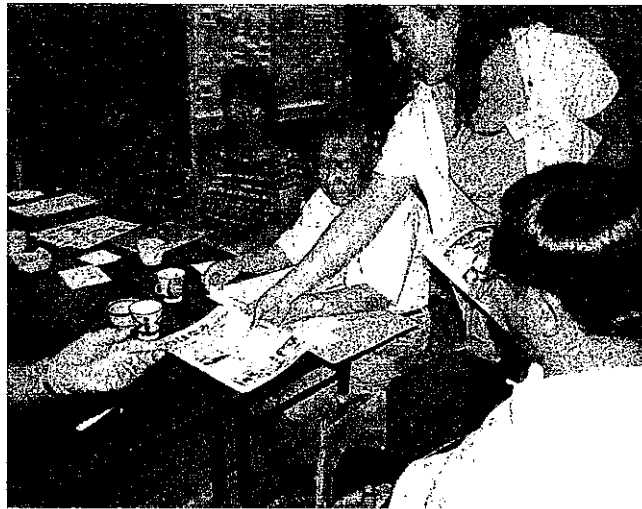
「住民主体の地域づくりを進める上で、地域独自の文化や伝統、歴史を学ぶことは大きな力になる」と市教委文化創造課は強調する。「地域が元気になるには、地域への愛着をはぐくむことが必要。また、先人の知恵の蓄積に、未来を考える上でのヒントがある」と協定の意義を話す。

「住民主体の地域づくりを進める上で、地域独自の文化や伝統、歴史を学ぶことは大きな力になる」と市教委文化創造課は強調する。「地域が元気になるには、地域への愛着をはぐくむことが必要。また、先人の知恵の蓄積に、未来を考える上でのヒントがある」と協定の意義を話す。



号外で～す！

町づくり論議 即日発信



WS終了後、すぐに配られた号外。議論の熱気を地域に広める仕掛けとして注目されている。6日、大崎市田尻地区公民館

大崎・田尻 自治組織

住民自らが地域課題の解決に取り組む大崎市の地域自治組織の一つ「田尻ほなみ委員会」が、住民が議論したワークショップ（WS）の様子を直ちに伝える「号外」を発行し、注目を集めている。「WS参加者しか内容が分からない」という問題を是正し、議論の熱気が冷めないうちに地域に広めようという試みで、好評を得ている。

熱気伝え情報共有

パソコンやデジカメ駆使

六日夜の田尻地区公民館「さくら」をテーマにWS論の様子を収めた十一枚の地元住民約四十人が話し合い、「学童保育の写真をその場で撮影し約二時間、「住み良い地付きの子ども農園を開設区をつくるために何ができよう」「田尻音頭を作手にした参加者は「もった」と着眼点を語る。

「早く誰か上がった。WSが終わるに見せたい」と喜んだ。参加者に刷り上がった。号外は参加者と傍聴者のたばかりの「号外」が配られた。近所や職場の仲間に配った。年四回発行する広報紙たりした。

の号外という位置付けで、A4判の両面印刷。六日はメンバーがパソコンとデジタルカメラ、コピー機を使い、約二百部作製した。主見出しは「第三回地域づくりWS開催」。WSの意義などを解説した記事の大半は事前に用意していたが、議

号外発行は、WS進行役として加わった市民団体「大崎地域創造研究WSで出たアイデアが実現した時、少しでも多くの人々が号外で見た話だ」となれば大きな成果と話す。WSは三回で一区切りを迎えたが、「今後の話し合いもこの方式で情報発信したい」と意気込む。

大崎市地域自治組織・市民協働アドバイザーの桜井常矢・高崎経済大准教授は「参加者が号外を話題にすることは、各自がWSを開いているのと同じ。住民の自治意識の高揚には効果的で、他の自治組織も見習ってほしい」と評価している。

住民自ら市道拡幅工事

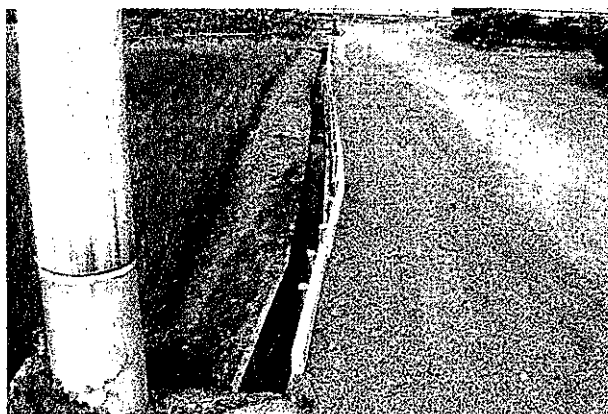
通学路の安全確保

常陸太田 谷河原町地区 仕事の合間、3年がかり

常陸太田市谷河原町地区の住民が、自分たちの手で約八百坪の市道の拡幅工事をやり遂げた。道幅が狭く、自転車で通学する子どもの安全を心配した住民らが「何とかしよう」と始まり、市の資材提供を受けて、約四十人が三年前から農作業や勤めの合間を縫って工事を進めてきた。同市が掲げる「市民との協働によるまちづくり」のモデルとして話題となっている。



工事が始まった当初の市道



拡幅工事後、広がった市道

道路拡幅工事を進めてきたのは、同町（篠原勝幸町会長）の役員と地区のまちづくり団体「谷河原三四会」のメンバー約四十人。住民らは三年前から、西三地区―東二地区間の市道約八百坪の拡幅と、排水溝の整備（約百坪）に取り組んできた。

この市道は市立峰山中の通学路で、以前は「道幅が一坪五十坪から一坪八十坪と狭く、朝夕の通学時間帯は、車は自転車の生徒たちが通り過ぎるまで待たなければならなかった」（篠原町会長）という。

た。路肩の草を刈り、コンクリート板と鉄パイプで土留めを設置。碎石を埋め込んで固めた。市からは資材の提供を受けた。農作業や勤めの合間を縫っての工事だけに、多くの人が参加できる日が限られた。そのため、一日数十坪といったペースで工事を続け、三年がかりで工事を終えた。篠原町会長は「市の財政が苦しいので、市にお願いするだけでは、いつになるか分からない。自分たちでやる」ということになった」と振り返り、「今年の夏は特に暑くて、皆参った様子だったが、今は道路が見違えるように広くなり、満足感でいっぱい」と話した。

同市によると、専門的な技術が必要だったり、構造や場所の問題があるような場合などを除き、今回のような拡幅工事は市民の手で行うことは可能という。（庄司元雄）

広島市



「ふれあい樹林」モデル事業を実施

広島市（113万8200人）は、「ふれあい樹林モデル事業」を実施する。同市のデルタ市街地内やその周辺の緑地は、土地所有者の高齢化によって管理が行き届かず荒廃している地域も増えている。そうした身近な緑地は環境保全、景観形成の面で大きな役割を果たしており、積極的に保存しようと昨年度、緑地保全計画を策定した。

計画内で抽出した「積極的に保存すべき緑地」の所有者に協力してもらい、「ふれあい樹林モデル地区」を指定。モデル地区の維持管理活動を行う地域住民を募集し、市、所有者、地域住民が地区保全協定を結び、保全活動・維持管理活動を行う。モデル事業の成果を踏まえて、来年度には「ふれあい樹林制度（仮称）」を創設することとしている。

●広島市緑化推進部緑の政策係
0822 245 2111

福井県



キッズデザインによるまちづくりを推進

福井県（81万8500人）は、子どもたちに安全・安心なキッズデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めている。2小学校区をモデル地区として、親子が参加するワークショップを実施。通学路や公園などを歩き、交通事故や防犯、災害などの観点でどんな問題があるのかを指摘してもらう。その意見をもとに、ソフト・ハード両面に子どもの視点を取り入れたまちづくりを進めていく。

●福井県子ども家庭課少子化対策推進チーム

0776 21 1111